

生駒市高齢者及び身体障害者等緊急通報システム実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、高齢者及び身体障害者等の急病、火災等の緊急時に、あらかじめ組織された地域支援体制により迅速かつ適切な対応を図り、その地域福祉の増進に資するための緊急通報システム（以下「システム」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 システムを利用することができる者は、おおむね 65 歳以上の高齢者又は身体障害者等であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 緊急性の高い疾患を持っている者
- (3) 第 3 条に規定する協力員への依頼が可能である者
- (4) 次のいずれかに該当する者
 - ア ひとり暮らしである者
 - イ 高齢者又は身体障害者のみの世帯に属し、世帯員全てが緊急性の高い疾患を持っている者
 - ウ その他市長が特に必要と認める事情がある者

(協力員)

第 3 条 システムを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として地域の中からは家族以外の 2 名を協力員として、依頼するものとする。

2 協力員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 消防本部等からの連絡により、利用者の緊急時における立会い、留守家屋の管理等について協力すること。
- (2) 前号に掲げる活動の状況について、必要に応じて近親者、関係機関へ連絡すること。
- (3) その他、システムの目的を達成するため必要な活動をすること。

(利用の申請等)

第 4 条 申請者は、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 緊急通報システム利用申請書（様式第 1 号）
- (2) 利用誓約書（様式第 2 号）
- (3) 協力員承諾書（様式第 3 号）
- (4) 診療情報提供書（又は、これに代わるべき書類。）

2 市長は、当該申請者の状況等を申請書類により審査し、利用の可否を決定し、緊急通報

システム利用決定（却下）通知書（様式第 5 号）により当該申請者に通知するものとする。

（装置の貸与期間）

第 5 条 緊急通報装置（以下「装置」という。）の貸与期間は、利用者が当該装置を必要としなくなるまでとする。

（管理義務等）

第 6 条 利用者は、装置を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、装置の貸与の目的に反して使用し、転貸し、又は担保に供してはならない。

（費用負担）

第 7 条 利用者は、装置の使用に当たって、別表に掲げる費用を負担しなければならない。

（申請事項の変更等の届出）

第 8 条 利用者は、住所その他の申請事項に変更があったときは、速やかに緊急通報システム利用申請事項変更届（様式第 6 号）を市長に届け出るものとする。

2 利用者は、一時的に 1 か月以上の不在がみこまれるときは、あらかじめ不在届（様式第 7 号）を市長に届け出るものとする。

（利用の解除）

第 9 条 利用者またはその親族等関係者は、次の各号のいずれかに該当するときは、辞退届（様式第 8 号）を市長に届け出るものとする。市長は、辞退届を受理したときは、利用者から装置を返還させるものとする。

(1) 利用者が第 2 条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(2) 利用者が施設等に入所又は入院（前条第 2 項に該当する場合を除く）もしくは死亡したとき。

(3) その他、システムの利用が必要でなくなったとき。

（利用者の義務等）

第 10 条 利用者は、協力員の活動に際し、協力をしなければならない。

2 利用者は、自己の身体の健康管理について日常的に留意するものとする。

（施行の細目）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(生駒市高齢者等緊急通報システム実施要綱及び生駒市重度身体障害者等緊急通報装置給付事業実施要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 生駒市高齢者等緊急通報システム実施要綱

(2) 生駒市重度身体障害者等緊急通報装置給付事業実施要綱

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に旧生駒市高齢者等緊急通報システム実施要綱による緊急通報システム又は旧生駒市重度身体障害者等緊急通報装置給付事業実施要綱による緊急通報装置給付事業の利用者である者は、この要綱による緊急通報システムの利用者とみなす。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

緊急通報システム費用負担表

世帯区分 内容	生活保護受給世帯	左記以外の世帯
端末機費用及び 設置・撤去工事費	保守等業務委託事業者負担	
移設工事 （自己都合の場合）	全額利用者負担	
通話料	全額利用者負担	
電話機の配線・回線使 用料	全額利用者負担	
保守にかかる利用者 負担金（装置一台あた りの月額）	無料	500円